

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2021賃金確定一次要求書に対する回答について（最終）

交渉日時 令和3年11月9日（火） 19時10分～22時30分

交渉場所 宇治市役所本庁 8階大会議室

交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長
岡野人事課副課長 足立人事研修係長 大槻給与係長

組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長 他執行委員等 計70人

<p>概要</p>	<p>組合からの2021賃金確定一次要求書に対する回答（最終） ①②一次要求書への回答等について ③二次要求への対応等について</p>
<p>組合の主張</p>	<p>① これまでの交渉や申し入れ行動の中で当局に対しては、再三、生活改善につながる検討を求めてきた、本日の交渉が日程的に最終盤の位置づけとなっているがどのような検討をしてきたのか。</p> <p>② 職員の生活改善に向けて検討している姿勢がまったく見えてこない。 扶養手当については、以前に当局が提案した子に係る手当額の引き上げへの期待は大きく、早急な引き上げを求めると、配偶者に係る手当額の引き下げは受け入れられない。 住居手当について、持ち家に対する手当を廃止した以上、早急に借家に対する手当額を引き上げるべきである。</p> <p>③ 後日、二次要求として賃金部分以外も含めた要求書を提出予定であるので対応を求める。</p>
<p>当局の主張</p>	<p>① 職員の生活実態が切実な状況にあるという主張は承知しており、改めて対応を検討してきたが、4級職員への措置や前歴の是正などは、本市のラスパイル指数の状況や他団体との比較、今後の宇治市の財政状況、また、市民理解が得られるのかという観点を踏まえると、新たな提案はできない。</p> <p>② 期末手当の引き下げの影響が大きいことは認識し、この間検討を行ってきたが、現時点では、提案するものは持ち合わせていない。 今後においては、給与制度全体の見直しの議論をしていく中で、例えば、借家にかかる住居手当については、国・府基準を踏まえ改善できそうな項目については検討を進めていくという姿勢で交渉に臨んでいきたい。 また、特殊勤務手当の特例の創設に向けては、早急に実施したいと考えている。また、不妊治療休暇の新設等の見直しについても提案の準備をしているところである。</p> <p>→ 期末手当の引き下げについて合意 ただし、国の給与改定の動向が流動的であるため、改めて労使間で対応すべき課題が生じた際は、迅速に対応を行うこととした。</p> <p>④ 引き続き、誠意をもって交渉にあたる。</p>

	<p>また、10月8日にお示した給料の引き下げを含む今後の方向性についても、事前の課題整理をした上でしっかりと貴組合と議論していきたい。</p>
--	--